河南町消費生活だより

令和３年１１月発行　第４３号

「家庭用蓄電池の勧誘トラブル」について

2009 年に「余剰電力買取制度」、2012 年に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始され、住宅用太陽光発電の普及が進む中、固定価格での買取期間が１０年と定められており、2019 年以降、買取期間が順次満了しています。そのような中、全国の消費生活センターには家庭などで利用する家庭用蓄電池に関する相談が寄せられています。

そこで、第４３号では、「家庭用蓄電池の勧誘トラブル」についてご紹介します。

≪相談事例①≫

「家庭用蓄電池を設置しないか」と事業者が訪問し、「１０年間の売電契約終了後、売電価格が下がるため家庭用蓄電池を設置した方がよい。」と言われた。「今なら工事費と設置費が無料」などと長時間勧誘され、クレジット払いで契約をした。後になって高額な契約だと心配になり、翌日クーリング・オフを申し出たが本当に解約できたか不安。

≪相談事例②≫

突然自宅を訪問した事業者から太陽光発電設備や家庭用蓄電池の勧誘を受けた。以前から太陽光発電に興味があったので、契約する際は複数社から見積りをとって検討しようと思っていたが、後日改めて訪問した事業者から、「安く契約できるのは残り２件」などと説明され契約してしまった。よく考えると高額なので、クーリング・オフしたい。

ワンポイントアドバイス

太陽光発電設備や家庭用蓄電池の購入は高額な契約になります。これらの設備を設置することでその後の電気料金が安くなったり、災害時に役立つなどのメリットもあります。一方で設置にあたり、購入費用や設置工事費用などの初期費用も発生します。突然の訪問をきっかけに勧誘されたり、契約を急かされてもその場では契約せずに、複数社から見積りを取るなど、事業者の比較検討を慎重に行ったうえで契約するようにしましょう。

また、事業者が訪問販売を行う時には、勧誘に先立ち、消費者に対して事業者名、勧誘の目的、販売しようとする商品の種類を告げなければならないと法律で定められています。事業者の突然の訪問を受けた際は、まずこれらの事項を確認し、そのうえで見積書や設置工事、補助金申請の手続きなどの流れや詳細を十分に確認するようにしましょう。

18歳までに身につけておきたい消費生活の話 ③

令和４年４月から、成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられます。これに伴い、契約に関する知識や経験の少ない１８歳、１９歳の若者が、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が予想されます。

そこで、シリーズ３回目では、「若者の消費者トラブル」について一緒に考えてみましょう。

若者の消費者トラブルの相談事例

事例１

・就活の不安をあおられ就活セミナーを契約したが、役に立つ内容ではなかった。
・バイト先の先輩に就活の相談をしたら、就活対策として投資セミナーを勧誘された。

事例２

「１０万円全身脱毛」の広告を見たが、実際は７０万円の高額コースを勧められた。解約したい。

事例３

マッチングアプリで知り合った２０歳代の男性に資産家というリーダーを紹介され、「皆で金持ちになれる」と株の勉強会に誘われた。話を聞くほど洗脳状態になって契約したが、もうからないので返金して欲しい。

いずれの事例も「勧誘時の説明と違った。」、「広告と違う。」などのトラブルが絶えません。また、事例３は、いわゆるマルチ取引（友人や知人を販売組織に参加させ収入が得られるなどと勧誘し商品やサービスを契約させる）で、最近では、投資や副業などのもうけ話を扱う「モノなしマルチ」が増えています。解約や返金を求めようとしても連絡先が不明確で交渉が困難になる場合もあります。

✔必要がないと思った契約は、先輩や知人から勧誘されても、はっきりと断りましょう。

✔安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。

契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取消しなどができる場合もあります。困った時は、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

クイズで学ぼう！消費生活のこと

① 買物をする時、契約が成立するのはいつ？
② 契約書にサインをしていないので、契約は成立していない？

（※答えの詳細は、「広報かなん８月号」に掲載）

答：①消費者と事業者がお互いに契約内容に合意をした時　②口頭でも成立する

日頃から契約に関する知識を身につけ、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぎましょう！

【発行・問い合わせ先】まち創造部 農林商工観光課商工観光係
【相談窓口】 富田林消費生活センター ☎0721－25－1000 午前9時～12時・午後1時～4時